

社内報

第3号 発行日 平成20年5月31日

深 緑

創刊：平成20年1月31日
発行所：大成運輸株式会社
編集：運行管理部



常務のコラム

日々の業務お疲れ様です。今月号は、口下手な私がペンを取らせて頂きます。

昨今のニュース、新聞紙上等では信じ難い事件や、あらゆる商品の値上がり、そして運送業界では2004年春からの原油価格の急激な上昇による経営の圧迫、大成運輸ももろに直撃を受けております。

経営もあらゆる努力を払ったが、いかんともしがたい外部要因によって今回の緊急通達を出す事をご了承ください。

ここ数年お客様からの声が大成さんは「すごい」、「よく見かけるよ」、「大成のドライバーなら大丈夫」、との声をよく聞くようになりました。4年前の新年会で大成ブランドの確立をしようと話しましたが、従業員がよく理解してくれて、行動して頂いたおかげだと思っています。営業してお客様から従業員のお褒めの言葉をもらうのが一番うれしく思います。ありがとうございます！

こんな多種多様の運送をしているところはそうありません。(私が新し物好きなかまも・・・) それもみんなが協力してくれたおかげです。みんなが築いた物です。強い熱意と情熱でみんなが築いたものは、簡単には壊れません。私はこんな従業員と一緒に働くことができる大成運輸に惚れ込んでいます。

たしかに運送業界は、光の見えない厳しい状況下です。この状況下で不平不満を言っても何も始まりません。経営陣も今まで以上に努力はしていきます。こんな時だから、大成運輸らしく明るさを失わず強い意志と情熱に支えられた努力を続ければ、今不可能なことも未来は必ず実現できます。全員で乗り切ろう。 追伸 先日値上げ交渉である顧客からやっと了承して頂きました。決め手はいつも笑顔で対応してくれるドライバーでした。ドライバーにはなにかおいしいものをお送りします。楽しみに！

常務取締役 深田 栄治

交通安全トピックス

社内報第3号の交通安全トピックスは平成20年度改正道路交通法の6月1日施行分を取り上げました。ご家族皆さんにも教えてあげましょう。

平成20年6月1日施行のもの

(自転車利用者対策)

1. 普通自転車の歩道通行可能要件の明確化

・道路標識等で指定(歩道通行可)された場合

・運転者が児童・幼児(13歳未満の子ども)の場合

・運転者が70歳以上の場合

・車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合



※歩行者は、「普通自転車通行指定部分」をできるだけ避けて通行するよう努めなければなりません。



【自転車も歩道通行ができる道路標識】

2. 乗車用ヘルメット着用努力義務の導入
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童・幼児(13歳未満の子ども)を自転車に乗車させるとき、補助イスなどで同乗させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

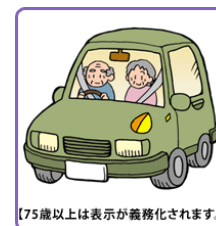


【子どもも自転車乗車時はヘルメット!】

3. 地域交通安全活動推進委員の活動の見直し
地域交通安全活動推進委員の活動に、「自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進」が加えられ、自転車の通行ルールに関する広報啓発や街頭活動が活性化されます。

(高齢運転者対策等)
75歳以上の者及び聴覚障害者の保護
75歳以上の者及び聴覚障害者は、普通自動車を運転する場合、それぞれ内閣府令で定める「高齢運転者標識」、「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。ただし、「聴覚障害者標識」の表示は、ワイドミラーの装着を条件に免許を取得した者が対象となります。

また、これらの標識を表示した普通自動車に対する幅寄せ等が禁止されています。



【75歳以上は表示が義務化されます。】



【聴覚障害者標識】

(被害軽減対策)
後部座席シートベルトの着用義務付け
自動車の運転手は、助手席以外についても、シートベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはいけません。



【後部座席も着用が義務化】

すべての座席のシートベルト着用が義務化となります。

(その他の規定の整備)
レッカー移動・保管された違法駐車車両の所有権が、告知(公示)後3か月(これまで6か月)で都道府県に移転されます。